

# 幼児教育史学会会則

## 第1章 総則

第1条（名称）本学会は幼児教育史学会（Society for the Historical Studies of Early Childhood Education and Care in Japan）と称する。

第2条（事務局）本学会に事務局を置く。

## 第2章 目的

第3条（目的）本学会は人類社会における幼児教育の意義に鑑み、日本及び海外の幼児教育史研究を促進し、幼児教育の学問的進展と若い研究者の育成に貢献する。

第4条（活動）本学会は前項の目的を達成するため、原則として下記の活動を行う。

- 年1回研究大会を開催する。
- 年1回機関誌を発行する。
- 年2回会報を発行する。
- 会員への研究情報の提供、研究者間の交流を図る。
- その他本学会の目的を達成するための必要な活動を行う。

## 第3章 会員

第5条（会員の資格）本学会の目的に賛同し、学会の諸活動を積極的に担おうとする意志のある者とする。

第6条（入会手続き）所定の書式による入会申込書を理事会に提出する。

第7条（会費）会員は、会費を納入する。会費は、年7,000円とする。  
但し、学生は年4,000円とする。会費を納入した会員には、当該年度発行の機関誌、会報を送付する。

第8条（退会）会費を3年以上滞納した者は、理事会で退会した者とみなす。

第9条（名誉会員）本学会発展に多大な貢献のあった会員に、名誉会員の称号を贈ることができる。

## 第4章 機関

第10条（役員）下記の役員を置く

1. 理事 10 名、うち会長 1 名、副会長 1 名、事務局長 1 名とする。
2. 監査 2 名
3. 事務局幹事 若干名

第 11 条（機関誌の編集委員会設置）機関誌の編集委員会を置く。  
委員長は理事会の互選による。編集委員は理事が兼ね、必要に応じて特別委員を委嘱する。  
投稿要領及び論文審査手続きは別に定める。

第 12 条（理事及び監査の選出）理事及び監査は、総会において会員のなかから選挙等により選任する。会長、副会長及び事務局長は、理事会において互選する。事務局幹事は理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第 13 条（任期）役員の任期は、3 年とする。但し、再任を妨げない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 14 条（会長）会長は、本会を代表する。会長に故障がある時は、副会長が代行する。

第 15 条（理事及び理事会）理事は、理事会を組織し、会務を執行する。  
理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席を以て成立する。

第 16 条（監査）監査は、会計および会務執行の状況を監査する。

第 17 条（総会）会長は、年 1 回会員の総会を招集する。会長は必要と認める時又は会員の 3 分の 1 以上の請求がある時は、臨時総会を開く。

第 18 条（議決）総会の議題は、出席会員の過半数をもって決する。

## 第 5 章 会計

第 19 条（経費）本学会の経費は、会費、機関誌売上金、寄付金その他の収入をもって充てる。

第 20 条（予算及び決算）本学会の予算及び決算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得て決定する。

第 21 条（会計年度）本学会の会計年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、9 月 30 日に終わる。

## 第 6 章 会則の変更及び解散

第 22 条 本会則を変更するには総会参加者の 3 分の 2 以上の同意を得るものとする。又、本学会を解散するには、会員の 3 分の 2 以上の同意を得るものとする。

## 付則

1. 本学会の設立をもって、近代幼児教育史研究会を解散する。前者は後者の全てを引継ぐ。
2. 本会則は、2005年12月10日より発効する。
3. 本会則は、2015年2月1日より一部改正、施行する。